

会 告 (V)**日本学術会議第5期会員の選挙について**

日本学術会議では本年 11 月 20 日におこなわれる第5期会員選挙にあたり、有資格者の方に登録手続きをするようすすめています。学術会議から連絡のあつたおもな事項をつぎに紹介します。

選挙期日 昭和 34 年 11 月 20 日

従前の選挙日より 20 日早く、関係行事もそれにともない繰り上げられています。

有権者となるための手続

1. 学術会議の有権者名簿に登録されて選挙権、被選挙権を取得することができます。この有権者名簿は選挙のおこなわれる年ごとに中央選挙管理会が新たに調整します。
2. 第4期(前回)の有権者が新たに有権者名簿に登録を求めようとする場合は、その登録について管理会から特別の指示がない限り、登録を求める手続は必要ありません。
3. 第4期有権者以外のものが新たに登録を求めようとするときは、成規の登録用カード用紙に必要事項を記入し必要な場合は資料を添えて本管理会に提出しなければなりません。

登録用カード提出期間

随時提出することができるが、第5期会員選挙の有権者となるためには、昭和 34 年 5 月 8 日までに管理会に必着するように提出しなければなりません。

登録用カード提出先

東京都台東区上野公園 日本学術会議中央選挙管理会

異動の届出

有権者は、氏名、現住所、本籍地、勤務機関および職名、勤務地のいずれかに異動があつた場合は、その都度すみやかに所定の様式により管理会に届け出なければなりません。

有権者の認定

管理会では「資格審査の基準」により、登録用カードおよび添付資料について資格審査をおこない有権者を認定し選挙のおこなわれる年の 6 月 30 日までに有権者名簿に登録されます。審査の結果有権者と認定されなかつた者にはその旨を通知されますが、認定された者に対してはとくに通知がありません。

立候補および候補者推薦

有権者は全国区または地方区のいずれか一方において立候補し、または推薦されて候補者となることができます。推薦者は 3 人以上の有権者、または学会もしくは研究機関でなければなりません。立候補については本人が推薦については本人の承諾を得て推薦者が、7 月 11 日から同月 25 日までに、所定の様式により、管理会に立候補または推薦の届出をしなければなりません。

選挙の実施および方法

会員の選挙は全国区と地方区にわけ、7つの部(第4部・理学、第5部・工学)ごとに同時におこなわれます。選挙は郵便投票によりますから(投票用紙は 10 月下旬から 11 月上旬頃、各有権者に郵送)投票者は所定の投票用紙に選出しようとする者の氏名を自ら記載して、本人から直接管理会へ、選挙の期日までに必着するよう郵送しなければなりません、候補者以外の有権者に対しても、投票することができます。

全国区選挙の投票は①自分と同じ専門に属する者から 1 人、②専門にかゝりなく自分と同じ部に属する者から 1 人。

地方区選挙の投票は専門にかゝりなく自分と同じ部に属し、かつ同じ地方に属するものから 1 人。

全国区、地方区の両方について同一人に投票することを妨げない。ただし、全国区の専門別の欄および専門にかゝらない欄の両方に同一人を記載した場合はそのいずれか一方の票は無効となります。

(詳細については上記登録用カード提出先にお問い合わせ下さい)